

農業担い手メールマガジン（第110号）

インデックス

現場の皆さんへ ～農業経営での人材育成～

事業活用のポイント

～平成21年度地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の要望調査～

農業担い手経営相談コーナー ～新しい人材を雇いたい～

現場の皆さんへ ～農業経営での人材育成～

これまで、農家の後継者育成というと、農業大学校に通ったり、親御さんがやっていることを見て技術を学ぶなど、それぞれの経営者の判断に任せていた部分がほとんどでした。いきおい、農業後継者が、次世代の経営者としての素質や販売ノウハウなどを磨こうとしても、専門的な研鑽を行う機会はあまりなかったといつてよいでしょう。

農林水産省でも、昨年「人材育成課」という課をつくりました。われわれも農業に関心のある方が就農しやすく、また就農者が将来の担い手あるいは経営者として立派に成長していけるよう、経営力の向上に役立つ研修プログラムなどを作っていきたいと考えています。

家族経営であっても、農業経営を継承することを表明した次世代の後継者については、その後継者を一人前の経営者にまで育てるために、栽培技術はもとより、マーケティング、経営計画、財務会計などの経営ノウハウを身につけていただく必要があります。また、雇用も行っている経営であれば、これに加えて、雇用者の労務管理や社会保険制度に関する知識が必要です。

具体的な後継者の育成手段としては、地域の会合や取引先との交渉に後継者を同伴させたり、技術、財務・会計、マーケティング等の専門研修や異業種交流会、講演会などに定期的に出席させたり、特定の経営部門を自らの裁量で完全に任せたりといったようなことが考えられます。

また、農業経営者として成功している方の中には、スーパーや市場、さらには工場や銀行などに数年間勤務していた経験を有している方が結構いらっしゃいます。こうした方については、農業以外の世界に入ってそのノウハウを身につけることが、その後の飛躍的な経営展開につながったものと考えています。

一見遠回りのようにみえる人材育成ですが、実は、経営成長を進めるための近道とも言えるのです。

皆さんの経営の中でも、経営としてどんな人材がいつ頃までに何人必要か、また、そうした人材を育てるために何が必要かを、一度、家族全員で良くお考えになってみてはいかがでしょうか。

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

[https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=120](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120)

### 事業活用のポイント

～平成21年度地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の要望調査～

この事業は、認定農業者や集落営農組織など、担い手の皆さんが、融資を主体とした農業機械・施設等の導入を行う場合、融資残の自己負担部分について支援を行うものです。このたび、本事業について、下記のとおり平成21年度の要望調査を行うこととなりましたのでご案内いたします。

#### 支援対象・要件

地域農業の方向性及び成果目標等を取りまとめた「地域構造改革プロジェクト整備計画」を作成した地区内の認定農業者等のうち、規模拡大や法人化、加工、販売など経営発展に関する目標を設定し、経営改善効果の発現が見込まれる方。

「地域構造改革プロジェクト整備計画」は、本事業の実施に際し、事業実施主体である地域担い手育成総合支援協議会が作成するものです。

#### 補助率・支援方法

機械及び施設等取得額の3/10を上限に、本事業の事業実施主体である地域担い手育成総合支援協議会から助成金が交付されます。

#### 募集期間

平成21年2月13日(金)～3月6日(金)

本事業は、経営発展を目指す担い手の皆さんに大きなメリットがある事業ですので、是非ともご活用いただきたいと思います。詳しい内容については、最寄りの地方農政局にお問い合わせ下さい。

(経営局構造改善課)

本要望調査の内容については、以下のURLをご参照下さい。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/kaizenjigyou/management/ninait jigyo/index.html>

### 農業担い手経営相談コーナー

～新しい人材を雇いたい～

Q．農業法人を経営しており、規模拡大するため新たに従業員を雇いたいのですが、活用できる支援策はありませんか。

A．平成20年度第2次補正予算において、若者等の就農促進を図るため、「農の雇用事業」を創設しましたので、この事業がご活用いただけるかと思えます。

この事業では、農業法人等が就農希望者を従業員として新たに雇用する場合に、雇用した従業員に対して、農業生産技術等を教える際に必要な経費の一部を助成し

ています（研修生1人当たり、月額最高9万7千円、最長12ヶ月間）。

助成の対象となる経費は、法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費や外部の研修会等の参加に要する交通費、研修対象者の雇用保険料・労働者災害補償保険料などに要する経費です。

また、この事業を実施するための主な要件は以下のとおりです。

#### 【雇用側（農業法人等）の主な要件】

- （1）農業を営む事業体（農業法人、農業者等）であること
- （2）新たに就農希望者を雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行えること
- （3）研修生と雇用契約を結び、雇用保険、労働者災害補償保険に加入すること
- （4）この事業での助成を受ける経費について、他の助成（補助）を重複して受けていないこと

#### 【新規就農者の主な要件】

- （1）就農意欲を有し、この事業の研修修了後も継続して就農する意思がある方
- （2）新たに農業法人等に採用される方（または採用後6ヶ月未満の方）
- （3）農業就業に支障ない良好な健康状態であること
- （4）過去に農業に就業した期間が短いなど、この研修を受ける必要があると認められる方

当事業の詳細は、全国農業会議所または各都道府県の農業会議にお問い合わせください。

<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

農業経営に関わるご意見・ご質問は下記へお願いいたします

[https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=120](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120)

#### 編集後記

寒い日が続いています。東京都心では、今年初めての雪が舞っています。降雪の少ない地域では、冬物のブロッコリーやほうれん草などの出荷が最盛期を迎えているようで、春菊や大根などを使った鍋料理が恋しくなります。

今週は、経営局の重要課題である農地法改正案が閣議決定され、いよいよ国会の場で農地改革が論議されることとなります。農地改革の内容については、今後もこのメルマガで逐次お伝えしていきたいと思っています。 (S)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>